

喜沢1丁目町会会則

第1章 名称及び事務所

第 1 条 本会は喜沢1丁目町会と称し、同町会内に住む人をもって組織し事務所を喜沢記念会館内に置く。

第2章 目的

第 2 条 本会は会員相互の親睦と福祉の増進と生活文化の向上を図り併せて戸田市行政に協力することを目的とする。

第3章 事業

第 3 条 本会の目的及び方針に基づいて、次の事業を行う。

1. 会員の福祉増進と生活向上に関する事業
2. 文化、社会教育、体育に関する事業
3. 保健衛生、環境美化並びに清掃に関する事業
4. 自主防災及び警備に関する事業
5. 会員の親睦と相互扶助並びに健全娯楽に関する事業
6. 市当局への協力に関する事業
7. その他目的達成のために必要な事業

第4章 会員

第 4 条 本会は戸田市喜沢1丁目町会内に存在する世帯主を正会員とし、事務所を有する者を賛助会員とする。

第5章 役員構成

第 5 条 本会の会務を処理するために次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（1名は事務局長を兼ねる）
3. 会計 2名
4. 専門部長 8名
5. 監事 2名
6. 事務局 次長、専門副部長 若干名
7. 理事 13名
8. 班長 若干名
9. 部員 若干名

本会に顧問、相談役を置くことができる。顧問、相談役は会に功労のあつたと認められた人で会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

第6章 職務

- 第 6 条 1. 会長は会を代表し会務を司る。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
事務局長は会の総括的位にあたる。
3. 会計は会計に関するいっさいを処理する。
4. 専門部長は各部の運営を図る。
5. 監事は本会の会計事務を監査する。
6. 事務局次長は局長を補佐し、局長事故あるときは、これを代理する。
副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代理する。
7. 理事は担当区域の連絡調整にあたる。又いずれかの部に所属する。
8. 班長は本会の業務を会員に知らせ、いずれかの部に所属し部員となる。
9. 部員は部の活動に協力する。
10. 本会は業務遂行のため職員若干名（有給）をおいても差し支えない。

第7章 役員の選出及び任期

- 第 7 条 1. 会長は理事会において選出し総会の承認を得、任期は2ヶ年とする。
2. 副会長、事務局長、会計、専門部長は会長が委任し総会の承認を得る。
3. 監事は理事会において会員中より選出し総会の承認を得る。
4. 事務局次長、専門副部長、部員は、局長、部長が推せんし理事会の承認を得る。
5. 理事は当該班長の推せんにより1名選出する。
監事、理事及班長の任期は1ヶ年とする。
6. 班長は当該班で互選する。

第8章 専門部（構成、業務）

- 第 8 条 本会の事業運営のため次の各部をおく。
1. 広報部 2. 備品管理部 3. 衛生部 4. 交通公害部
5. 防犯防災部 6. 文化部 7. 体育部 8. 青少年育成部
- 第 9 条 各部の業務分担は次のとおりとする。
1. 広報部、会員相互の意志の交流を図り会の活動内容を知らせる。
2. 備品管理部、会の備品の管理にあたる。
3. 衛生部、衛生自治会より連絡された事項及び保健衛生に関する事を処理する。
4. 交通公害部、会員の健康と事故防止に努めその普及を図る。

5. 防犯防災部、犯罪、災害をなくすことに努めその普及を図る。
6. 文化部、会員の親睦に努め文化の向上を図る。
7. 体育部、スポーツを通して会員の健全なる生活を育む。
8. 青少年育成部、青少年の自主的活動を育てその善導を図る。

第9章 会議

- 第 10 条 本会の会議は 1. 総会 2. 理事会 3. 役員会 4. 専門部会とする。
1. 総会は毎年1回会長が招集し役員の改選、事業、決算、報告、予算事業計画案その他について審議する。
 2. 理事会は会長が招集し、副会長、会計、専門部長、事務局長、次長、副部長、理事をもって構成し会の運営全般について審議する。議長はそのつど選出する。
 3. 役員会は会長が招集し理事会の決定事項について審議承認し本会の運営について意見を述べ会の運営の基盤にする。
 4. 専門部会は部長が招集し部の業務について協議する。

第10章 会計

- 第 11 条 1. 本会の経費は会費、助成金、寄附金、及びその他の収入をもってある。会費は1ヶ月180円とし毎月分をその月の5日までに班長～理事を経て会計に納入するものとする。
2. 会長の交際費は会で必要と認めたるときは会費より支出する。
 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

附 則

- 第 12 条 第5章 第5条 第1項の理事会は翌年度理事を含む。
- 第 13 条 本会の会則は総会の議を経なければ改廃できない。
- 第 14 条 本会の会則は昭和39年5月15日より実施する。
- 第 15 条 本会の会則は昭和40年3月14日総会において一部改正。
- 第 16 条 本会の会則は昭和42年3月26日総会において一部改正。
- 第 17 条 本会の会則は昭和44年3月25日総会において一部改正。
- 第 18 条 本会の会則は昭和47年3月26日総会において一部改正。
- 第 19 条 本会の会則は昭和59年4月22日総会において一部改正。
- 第 20 条 本会の会則は昭和63年4月19日総会において一部改正。